

氏または名に変更があった方へ

下記に該当される方は、お手数ですがそれぞれの窓口に直接お問い合わせいただき手続きをお願いします。

下記の手続きは、本庁・各支所どちらでも手続きできます。裏面に連絡先が記載されています。

※本人確認書類や委任状等が必要になる場合があります。詳細は各窓口に事前にお問い合わせください。

チェック欄	対象者	手続き内容	窓口
	印鑑登録をされている方	変更前の氏または名で印鑑登録をされている方は自動的に廃止となります。印鑑登録の必要な方は再度登録をお願いします。	本庁市民課もしくは各支所市民窓口課
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、各カードを持って窓口までお越しください。 マイナンバーカードの申請書は氏名等が変更になった場合、 使用できなくなります 。マイナンバーカードをご希望の方は窓口でご相談ください。	本庁市民課もしくは各支所市民窓口課
	マイナンバーカードを申請されて、カードの受取がまだの方	既にマイナンバーカードの申請書を郵送して、マイナンバーカードの受取がまだの方は再申請が必要になる場合があります。窓口でご相談ください。	本庁市民課もしくは各支所市民窓口課
	公的個人認証（ 署名用 電子証明書）を利用されている方	公的個人認証（ 署名用 電子証明書）は住所、氏名等が変更になった場合、失効します。公的個人認証（ 署名用 電子証明書）が必要な方は窓口でご相談ください。	本庁市民課もしくは各支所市民窓口課
	国民年金に加入又は受給されている方	本庁医療保険課年金係または各支所市民窓口課で詳細はお尋ねください。	本庁医療保険課もしくは各支所市民窓口課
	国民健康保険に加入されている方	氏名の書きかえを行いますので、国民健康保険証をお持ちください。	本庁医療保険課もしくは各支所市民窓口課
	後期高齢者医療保険に加入されている方	氏名の書きかえを行いますので、後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。	本庁医療保険課もしくは各支所市民窓口課
	子ども・障がい者・ひとり親医療証等をお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、各種医療証等をお持ちください。	本庁医療保険課もしくは各支所市民窓口課
	65歳以上の方または介護保険の被保険者証等をお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、介護保険被保険者証等をお持ちください。	本庁高齢介護課もしくは各支所市民窓口課
	障がい者手帳をお持ちの方	氏名の書きかえを行いますので、障がい者手帳等をお持ちください。	本庁社会・障がい者福祉課もしくは各支所市民窓口課
	水道(下水道)の中止、使用者の名義人の変更がある方	上下水道料金センター（穂波庁舎）、もしくは本庁市民課、各支所市民窓口課で手続きされるか、電話連絡でも可能です。 (上下水道料金センター 0948-22-0682)	上下水道料金センター（穂波庁舎2階）、本庁の市民課、筑穂・庄内・穎田支所の市民窓口課

裏面も必ずご覧ください

チェック欄	対象者	手続き内容	窓口
	し尿処理の代表者の氏名変更がある方	現在汲み取りを行っている業者・環境センターまでご連絡ください。	環境センター (0948-22-6363)
	口座振替をご利用の方	変更手続きが必要です。詳細は各担当課等へお尋ねください。	本庁税務課等もしくは各支所市民窓口課他等
	児童手当・児童扶養手当を受給されている方	氏名変更届、支払金融機関変更届が必要です。	本庁子育て支援課もしくは各支所市民窓口課
	市営住宅の入居者の方について	住宅名義人の方が氏の変更をした場合は、名義承継承認申請と異動届が必要です。 住宅名義人以外の方がされた場合は、異動届が必要です。※その事由に関する書類を持参してください。	本庁住宅課もしくは各支所経済建設課
	旧氏併記について	住民票に旧氏（旧姓）を記載することができます（1人につき1つ）。 手続きには「希望する旧氏が記載されている戸籍謄本等から、現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等」が必要になります。 「マイナンバーカード」をお持ちの方は戸籍謄本等と一緒に持参してください。 住民票に記載できる旧氏等詳しくは窓口にお問合せください。	本庁市民課もしくは各支所市民窓口課

【受付場所】 本庁・穂波支所・筑穂支所・庄内支所・颯田支所の各窓口

【問い合わせ】 飯塚市役所本庁 TEL：0948-22-5500

穂波支所 TEL：0948-22-0380

筑穂支所 TEL：0948-72-1100

庄内支所 TEL：0948-82-1200

颯田支所 TEL：0948-92-2211